

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和元年7月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年7月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年7月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー川内店

薩摩川内市西向田町15番地10

2 変更事項

駐輪場の位置及び収容台数

(1) 変更前 設置なし

(2) 変更後 建物北東側 5台

3 変更年月日

令和2年3月6日

4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,139平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

第1駐車場 建物敷地東側 14台

第2駐車場 第1駐車場北側 19台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 13平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設 1 建物内北側 4 立方メートル

廃棄物等保管施設 2 建物内北側 2 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前 9 時 30 分

イ 閉店時刻 午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 箇所 第 2 駐車場敷地南側及び北側, 東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

8 届出年月日

令和元年 7 月 5 日